

江東区監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成26年度財政援助団体等監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、若林委員及び石川委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

平成27年6月15日

江東区監査委員	伊藤貫造
同	小出功
同	若林しげる
同	石川邦夫

平成26年度財政援助団体等監査 指摘事項措置報告書

〔こども未来部保育課〕

<p>指摘事項</p>	<p>区は、法人に対し、「江東区猿江保育園の管理に関する基本協定書」に基づき「江東区猿江保育園の年度協定」を締結した上で、前金払として指定管理料の分割支払をしている。年度終了後、法人から提出される事業報告書及び決算書類を元に金額を精査し、指定管理料を確定している。そして、契約変更を行い、支払の最終回で支払額を調整している。</p> <p>この中で、区は、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（以下「本要綱」という。）に基づき、指定管理料の一部を算定している。</p> <p>本要綱による指定管理料は、本要綱に定められた保育単価表による保育単価に児童用採暖費、入所児童（者）処遇特別加算費、施設機能強化推進費、保育所事務職員雇上費及び主任保育士の専任加算の額を加算した額を保育所の保育単価とし、これに入所児童数を乗じて算定される。</p> <p>今回の監査で法人より提出された平成25年度の事業報告書等を確認したところ、上記加算額のうち主任保育士の専任加算について次のような事例が認められた。</p> <p>主任保育士の専任加算については、適用すべき単価が平成25年4月分から改正されており、本来、新単価である5,460円を単価として算定しなければならないところ、旧単価である5,450円を単価として算定していたため、新旧単価の差額となる10円に各月初日の入所児童総数540人を乗じた5,400円が法人に対し過小に支出されていた。</p> <p>区は、法人と協議の上、平成25年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、指定管理料算定の基礎となる各要綱等の適用に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>上記の指摘にあるように、平成25年度の指定管理料について、5,400円が過小に支出されていたため、不足分の5,400円を平成26年度中に追加で支出した。</p> <p>今後、同様の誤りが生じないように、実績報告等について区及び法人の双方で再確認を行い、より適正に指定管理料の金額確定に係る審査を実施していく。</p>

平成26年度財政援助団体等監査 指摘事項措置報告書

[こども未来部保育課]

指摘事項

区は、法人に対し、「江東区南砂さくら保育園の管理に関する協定書」に基づき「江東区南砂さくら保育園の年度協定」を締結した上で、前金払として指定管理料の分割支払をしている。年度終了後、法人から提出される事業報告書及び決算書類を元に金額を精査し、指定管理料を確定している。そして、契約変更を行い、支払の最終回で支払額を調整している。

この中で、区は、「江東区私立保育所扶助要綱」をはじめとする各要綱に基づき、それぞれ指定管理料の一部を算定しているが、今回の監査において次のような事例が認められた。

ア 区は、「江東区私立保育所扶助要綱」に基づき、指定管理料の一部を算定している。

同要綱による指定管理料は、零歳児保育特別対策事業をはじめとする各事業ごとに、同要綱に定める各種経費を扶助対象経費とした上で、それぞれ算定基準により算定した各扶助費の額の合計額に基づき、算定される。

このうち、11 時間開所保育対策事業における保育士加算については、その扶助対象経費は定員 61 名以上の施設の場合に保育士 2 名を増配置するための経費とされ、また、その算定単価は職員一人当たりの平均勤続年数（以下「平均勤続年数」という。）を基礎として定められる民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率の区分ごとに規定されている。

今回の監査で法人より提出された平成 25 年度の事業報告書等を確認したところ、同加算について、南砂さくら保育園においては、本来、平均勤続年数が 4 年以上 7 年未満となる民改費 8%の算定単価 441,090 円により算定しなければならないところ、平均勤続年数が 4 年未満となる民改費 4%の算定単価 424,850 円により算定していたため、両単価の差額となる 16,240 円に増配置となる保育士の延雇人数 24 名を乗じた 389,760 円が法人に対し過小に支出されていた。

イ 区は、「江東区私立保育所補助要綱」に基づき、指定管理料の一部を算定している。

同要綱による指定管理料は、児童処遇事業をはじめとする各補助対象事業ごとに、同要綱に定める補助対象経費及び補助金の額により算定した各補助金の額の合計額に基づき、算定される。

このうち、育児相談推進事業については、電話による育児相談等地域の子育て支援活動の奨励のための宣伝費用を補助対象経費とし、その補助金の額は月額 15,000 円とされている。

今回の監査で法人より提出された平成 25 年度の事業報告書等を確認したところ、南砂さくら保育園においては同事業の実績がないにもかかわらず、実績ありとして算定していたため、12 月分合計となる 180,000 円が法人に対し過大に支出されていた。

ウ 区は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）」に基づき、指定管理料の一部を算定している。所管する保育課によれば、同要綱は東京都の要綱であるが、本区の公設民営保育園が同要綱に

	<p>基づく東京都からの補助を受けられないため、その補助を受けられる私立保育園と比較して、公設民営保育園が私立保育園と同様の保育活動ができるよう、公設民営保育園に対し、同要綱による補助金額と同じ金額を指定管理料として交付するようにしたとのことである。</p> <p>同要綱による指定管理料は、在籍児童数に基づき算定する「基本補助額」と、延長保育事業、保育所体験など施設の努力・実績に応じて算定する「努力・実績加算額」との合計額に基づき、算定される。</p> <p>このうち、延長保育事業（2時間・3時間延長）加算については、その対象保育所は延長保育事業実施保育所のうち2時間・3時間延長を実施している保育所とされ、また、その対象児童数は延長保育の利用時間が1時間30分を超える延べ利用児童数とされている。そして、この延べ対象児童数に単価610円を乗じた金額が加算される。</p> <p>今回の監査で法人より提出された平成25年度の事業報告書等を確認したところ、同加算について、延べ対象児童数を53名として算定していたものの、この中には区が指定管理料算定の対象としていないスポット延長保育の延べ利用児童数15名が含まれていたため、これに単価610円を乗じた9,150円が過大に算定され、端数処理を通して9,000円が法人に対し過大に支出されていた。</p> <p>この結果、区は法人に対し、上記アからウまでの算定に伴って、指定管理料200,760円を過小に支出していた。</p> <p>区は、法人と協議の上、平成25年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、交付申請・実績報告の際に適正な審査を行うとともに、指定管理料算定の基礎となる各要綱等の適用に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。</p>
措置事項	<p>平成25年度の指定管理料について、上記アからウの指摘にあるように、計200,760円が過小に支出されていたため、不足分の計200,760円を平成26年度中に追加で支出した。</p> <p>今後、同様の誤りが生じないように、委託料の算定項目の補助要件等について、改めて法人に周知徹底するとともに、実績報告等について区及び法人の双方で再確認を行い、より適正に指定管理料の金額確定に係る審査を実施していく。</p>